

掛川市選挙管理委員会告示第82号

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条の規定において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条の規定に基づき、平成25年9月1日現在における静岡海区漁業調整委員会委員選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、掛川市役所において平成25年10月20日から平成25年11月3日まで15日間、毎日午前8時30分から午後5時まで縦覧する。

平成25年10月11日

掛川市選挙管理委員会
委員長 大場 浩